2019年度(平成31年度) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 に係るQ&A集 【二次公募】

問Ⅱ	補助対象事業の事務事業編への位直付けば、どの程度の具体性か求めら
HH OO	れますか。 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
問 02	地方公共団体以外の団体が設置者又は所有・賃借権者となっている施設
HH 00	は、事務事業編の対象施設に含まれますか。
問 03	補助金の上限額・下限額はありますか。
問 04	現在、事務事業編を策定していない場合や策定しているが補助対象事業
	を事務事業編に位置付けていない場合、いつまでに事務事業編を策定、
HH OF	又は補助対象事業を事務事業編に位置付ければよいでしょうか。
問 05	応募書類に記載した期間までに事務事業編が策定されない場合、補助金のNF環境の世界はより組ませた。
	の返還等の措置はあり得ますか。
問 06	応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見
	直し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更して
A7	も構いませんか。
問 07	公募要領「Ⅱ.事業の実施」―「1.応募後の流れ」―「(5)補助事業
	の計画変更」に、「ただし、軽微な変更を除く。」と記載されていますが、
HH 00	「軽微な変更」とは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。 2
問 08	対象事業の要件が満たされれば、必ず採択されるのでしょうか。2
問 09	どの時点から当該補助事業に係る契約を行ってよいのでしょうか。2
問 10	事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認
PP 11	められますか。
問 11	交付決定前の仮契約は出来ますか。
問 12	他の補助金等との併用は可能でしょうか。
問 13	事業実施計画書(応募申請書 様式第1 別紙1-1等)における「事業担当を表した。
	当者」は、外部のコンサルタント・設備メーカーの社員等でもよろしい
BB 1 /	でしょうか。
問 14	契約の都合上、補助対象外経費(撤去費等)を含んだ形で契約をしても
88 1 5	差し支えないでしょうか。
問 15	補助事業完了予定期日が当該年度の 2 月末を超えないよう計画で交付
	申請を行ったが、事故等により年度内に事業が完了できない見込みとな
BB 16	った場合はどのような取扱いになるのでしょうか。
問 16	カーボン・マネジメント体制とは何ですか。
問 17	
問 18	築するには、どのような工夫が考えられますか。カーボン・マネジメント体制について、すでに ISO14001 やエコアクシ
¤] 10	
	ョン 21 等で体制を構築していますが、新たに体制を作る必要があるのでしょうか。
月月 10	でしょうか。
問 19	「国にわける現境関連のモナル事業寺」には、具体的に該当りる事業は 何ですか。
問 20	19 で 9 か。 立地適正化計画とはどのようなものですか。
問 21	
II] []	実施計画書等に併せ C SDUS の実施状況で方針に関する質科を促出する場合、具体的にどのような資料を想定していますか。

問 22	財政力指数が全国市町村平均以上と未満で補助率が違っていますが、ど
	の時点の数値が適用されるのでしょうか。6
問 23	計上が認められる旅費(交付規程 別表第3)とはどのような内容を指し
	ているでしょうか。6
問 24	計上が認められる備品購入費(交付規程 別表第3)とはどのような内容
	を指しているでしょうか。6
問 25	BEMS は補助対象でしょうか。6
問 26	既存設備の撤去に係る設計費及び工事費は補助対象となりますか。7
問 27	太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備を併せて
	導入することは可能でしょうか。7
問 28	技術実証や研究開発段階の設備は、補助の対象となるでしょうか。7
問 29	公用車は補助対象ですか。7
問 30	CO ₂ 排出削減効果の検証に伴う計測機器及び設置工事は補助対象となり
	ますか。7
問 31	ポンプなどの予備機は補助対象になりますか。7
問 32	「小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せ
	て、その他の地方公共団体所有施設(庁舎等)に省エネルギー設備等を
	導入し、エネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワ
	ーク化して面的かつ効果的なものとする場合」とはどのような場合です
	カュ。
問 33	2年の事業計画で応募することは可能でしょうか。8
問 34	設備の複合的な組合せで高効率の 002排出削減を達成する事業を計画
	しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなく
	システム全体で評価してもよいのでしょうか。8
問 35	施設を新築する際の設備導入では、CO ₂ 排出削減効果をどのように評価
	すればよいのでしょうか。8
問 36	「平成30年度版L2-Techリスト」に基づく区分に区分けされた設備は、
	施設ごとに複数取り組まなければなりませんか。8
問 37	申請する L2-Tech 区分の設備機器は、L2-Tech 水準表を満足しないとい
	けませんか。8
問 38	L2-Tech 区分以外の設備機器は、補助対象とならないのですか。8
問 39	全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、市町村として、一
	つにまとめて出した方がよいのか、別々に出した方がよいのか教えてく
	ださい。
問 40	ESCO (ギャランティード・セイビングス契約)の枠組みを用いて、設備
	を導入する場合は補助対象となりますでしょうか。
問 41	ESCO(シェアード・セイビングス契約)の枠組みを用いて、設備を導入
	する場合は補助対象となりますでしょうか。
問 42	公募要領において、補助事業の利益等排除について、「補助事業者の業
	種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な
	説明をもって原価として認める場合があります」とありますが、「他の
DD 10	合理的な説明」とはどのようなものでしょうか。
問 43	ボイラーやコージェネレーション等エネルギー起源 002の排出削減に直

	接資する本体設備の付帯設備として認定されるためには、構造的に接続	売
	している必要があるでしょうか。1	0
問 44	地方公共団体のコンペで決定した ESCO 事業者と補助金交付決定日以	夅
	の随意契約は可能でしょうか。1	.0
問 45	付帯設備の範囲はどこまででしょうか。1	.0
問 46	付帯設備として、二重窓や断熱材は対象となりますか。1	.0
問 47	耐用年数はどのように考えたらよろしいでしょうか。	0
問 48	共同実施を行う場合、補助対象設備の管理義務、002 排出削減効果報金	吉
	義務、補助金の返還等の義務は誰にありますか。	1
問 49	応募様式の別紙 1-1 < 5. 実施体制等 > 「2)資金計画」の記載例に「予算	算
	書の該当箇所の写しを添付すること」とありますが、当初予算におい	T
	予算化されておらず、補正予算により対応したいと考えておりますが	ί,
	この場合、どうすればよろしいでしょうか。	١1
問 50	応募様式の別紙 1-1 < 6. 事業実施に関連するその他の事項 > 「2) 他の	補
	助金との関係」の項目について、他の国の補助金も活用することは可能	指
	でしょうか。1	١1
問 51	既存の機器を省エネ化するために改修・修理する場合、補助対象とな	り
	ますか。1	2
問 52	推薦書において地方公共団体の捺印者の役職等に指定はあるでしょ	Ò
	か。1	.2
問 53	応募様式の別紙 3「2.3) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制]
	には、何を記載すればよろしいのでしょうか。1	.2
問 54	本補助事業は街路灯などの屋外設備等でも補助対象となるのでしょ	Ò
	か。1	.2
問 55	本補助事業で設置する設備の使用について留意点はありますか。1	.2
問 56	LED 照明の導入に対して留意すべき点はありますか。1	2
問 57	本事業における地方公共団体の自己調達分については、地方債(地域)	舌
	性化事業債等)の対象事業になり得ますか。1	.3
問 58	本事業により得られた CO₂排出削減効果について、J-クレジットとして。	T
	認証を受け、かつ当該 J-クレジットを移転又は無効化を行うことは、	で
	きますか。1	
問 59	交付決定時の内容を実施前の調査または工事を進める段階で内容の変	
	更をすることは可能ですか。1	
問 60	環境省への CO ₂ 削減量の報告は実績によるとありますが、すべて実測・	す
	る必要がありますか。1	3

問01 補助対象事業の事務事業編への位置付けは、どの程度の具体性が求められますか。

公募要領「I. 補助金の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」を満たしているのであれば、特に縛りはありません。

問02 地方公共団体以外の団体が設置者又は所有・賃借権者となっている施設は、 事務事業編の対象施設に含まれますか。

事務事業編の対象施設の範囲は、施設の所有権又は賃借権が地方公共団体にあるか否かという視点から判定します。詳細は、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成29年3月環境省総合環境政策局環境計画課)のうち「4-1-2.事務事業編の対象とする範囲」を参考に検討してください。

問03 補助金の上限額・下限額はありますか。

補助金の上限額・下限額は設けていません。ただし、当機構が採択内示を行う際、 工事内容や積算内容、本事業の予算額(約3億円)等を勘案し、上限額・下限額を 設ける場合があります。

問04 現在、事務事業編を策定していない場合や策定しているが補助対象事業を 事務事業編に位置付けていない場合、いつまでに事務事業編を策定、又は補助 対象事業を事務事業編に位置付ければよいでしょうか。

事務事業編を策定していない場合は、2年以内を目処に策定し、補助対象事業を事務事業編に位置付けていない場合は、できるだけ早期に見直しを行ってください。事務事業編の策定に当たっては、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成29年3月環境省総合環境政策局環境計画課)を参照してください。

(参照先) 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

<策定マニュアル・ツール>

http://www.env.go.jp/policy/local keikaku/manual.html

<駆け込み相談室(掲示板)>

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/bbs.html

問05 応募書類に記載した期間までに事務事業編が策定されない場合、補助金の 返還等の措置はあり得ますか。

あり得ます。

問06 応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見直 し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更しても構いま せんか。

交付申請で提出する事業実施計画書は、当機構から特別な指示のない限り、応募 時に提出したものと同一のものにしてください。

特に CO₂ 排出削減目標量は、応募書類に記載した値を交付申請時や完了実績報告 書提出時には原則として変更しないでください。

変更の内容にもよりますが、**どうしても変更が必要な場合は、当機構に事前に相 談ください。**場合によっては変更申請をして頂くことになります。

問07 公募要領「II. 事業の実施」—「1. 応募後の流れ」—「(5) 補助事業の計画変更」に、「ただし、軽微な変更を除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。

「軽微な変更」とは補助対象経費について費目の各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更であり、以下の 3 点に該当する場合を指します。

- ① 補助目的達成のために相関的な事業要素間の弾力的な遂行が必要な場合
- ② 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ③ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

問08 対象事業の要件が満たされれば、必ず採択されるのでしょうか。

要件が満たされた場合でも、必ず採択されるとは限りません。 外部有識者等から構成される審査委員会での審査を行った上で、予算(約3億円) の範囲内で採択を行います。

問09 どの時点から当該補助事業に係る契約を行ってよいのでしょうか。

当機構からの交付決定を受けた補助事業者は、当該交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。当機構における公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注・契約締結に向けた準備行為(入札公告、落札者決定等)を行うことは認められますが、発注・契約締結日が交付決定日より前の契約については、補助対象として認められませんのでご注意ください。

問10 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますか。

業者の選定(優先交渉権)までは認められます。**その場合でも、契約締結は交付 決定日以降に行っていただく必要があります。**

応募申請書には業者を選定した過程が分かる書類一式(公告・審査基準・採点結果等)を添付してください。

問11 交付決定前の仮契約は出来ますか。

採択後に交付決定前での仮契約は可能です。ただし、交付決定されなかった場合に契約を白紙に戻す条項が仮契約書に明記されていることが必要となります。

問12 他の補助金等との併用は可能でしょうか。

当補助金と、国からのその他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「適化法」という。)第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等)を同一の対象に併用することはできません。

なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。 その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として 計上する必要があります。従って、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対 象経費から除算となります。

過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)で補助を受けた者のうち、その普及方針に位置付けられた事業と判断される場合は採択できませんので、ご注意ください。

問13 事業実施計画書(応募申請書 様式第1 別紙1-1等)における「事業担当者」は、外部のコンサルタント・設備メーカーの社員等でもよろしいでしょうか。

事業の実施に当たって責任のある、当該地方公共団体の職員や、代表事業者と同じ法人に所属する担当者に限ります。

問14 契約の都合上、補助対象外経費(撤去費等)を含んだ形で契約をしても差し支えないでしょうか。

補助対象外経費を含んだ契約を行うことに、経済性の面などの合理的な理由があ

る場合は差し支えありません。

その場合、経費内訳において、補助対象経費と補助対象外経費を明確に分けていただく必要があります。

問15 補助事業完了予定期日が当該年度の2月末を超えないよう計画で交付申請 を行ったが、事故等により年度内に事業が完了できない見込みとなった場合は どのような取扱いになるのでしょうか。

支払完了までが当該年度の2月末を超えないよう、十分な余裕を持った計画を立ててください。

やむを得ない事由により事業が完了できない見込みとなった場合は、交付規程第 8条第五号の規定に基づき、速やかに当機構にご連絡ください。

問16 カーボン・マネジメント体制とは何ですか。

エネルギー起源 CO₂ 排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するための体制です。具体的には、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境計画課)のうち「3.事務事業編策定・改定・運用のための体制の検討」を参考に、多層的な PDCA の考え方に基づき、各部局における責任と役割の明確化や、地方公共団体の首長によるトップマネジメント、事務局等による各実行部門の横断的連携の実現、別計画の手続等との兼用による実務の効率化、施設整備等に係る意思決定部門等との協働体制の構築、外部チェック機能の導入にも留意し、各地方公共団体の実情を踏まえて上で検討してください。

問17 「事務事業編の継続的かつ効果的なカーボン・マネジメント体制」を構築 するには、どのような工夫が考えられますか。

例えば、事務事業編の関連計画(総合計画、環境基本計画、地方公共団体実行計画(区域施策編)、公共施設等総合管理計画、都市計画、立地適正化計画等)等との連携や、庁内の横断的連携等による協働体制づくり等が考えられます。詳細は、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境計画課)のうち「3. 事務事業編策定・実施のための体制の検討」を参考に検討してください。

問18 カーボン・マネジメント体制について、すでに ISO14001 やエコアクション 21 等で体制を構築していますが、新たに体制を作る必要があるのでしょうか。

効果的な CO₂排出削減を目的とする首長をトップとした全庁的な体制又はこれと

同等の体制がすでに構築されており、それが実際に機能している旨を証明する書類が示せるのであれば、そちらをカーボン・マネジメント体制としていただいて構いません。

問19 「国における環境関連のモデル事業等」には、具体的に該当する事業は何ですか。

「国における環境関連のモデル事業等」には、例えば以下のものが該当します。 以下に限るものではありませんが、いずれにせよ、国における環境関連のモデル事 業等を活用することと、本事業との関連づけを具体的に記載してください。

環境モデル都市、環境未来都市、SDGs 未来都市、地域活性化モデルケース、エコスクール・プラス事業、コンパクトシティ、COOL CHOICE への賛同 等

問20 立地適正化計画とはどのようなものですか。

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号)第81条に基づき、市町村が、都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランで、都市機能誘導区域や住居誘導区域等を位置づけるものです。

なお、都市機能誘導区域は、立地適正化計画において医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

住居誘導区域は、立地適正化計画において人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(参照先) 国土交通省—政策・仕事—都市—都市計画

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

問21 実施計画書等に併せて SDGs の実施状況や方針に関する資料を提出する場合、具体的にどのような資料を想定していますか。

例えば、

- ・総合計画、環境基本計画等、自治体が策定する計画に SDGs の考え方を導入した場合には、当該計画
- ・SDGs に関するセミナー、ワークショップ、研修等を開催した場合には、それらを開催したことが分かる資料(開催案内・結果概要等)
- ・SDGs のゴール (アイコン)、ターゲットを活用した普及啓発を実施した場合には、当該普及啓発用の PR 資料
- ・今後実施しようとしている取組の場合には、当該取組を実施することを意思決

していることが分かる資料 (会議録等)

等を想定しています。

なお、低炭素地域づくりを主目的としない取組内容であっても、低炭素地域づくりにも資することが見込まれれば、提出対象として差し支えありません。

また、SDGs 未来都市に選定された自治体が、SDGs 未来都市として実施する(又は 実施しようとしている)取組を提出対象としても差し支えありません。

問22 財政力指数が全国市町村平均以上と未満で補助率が違っていますが、どの 時点の数値が適用されるのでしょうか。

総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」(平成 29 年度) に基づく財政力指数 を適用します。

問23 計上が認められる旅費(交付規程 別表第3)とはどのような内容を指しているでしょうか。

機器の製作が終わり、補助事業者が機器の検査を行う場合などに必要な旅費等を 指しています。

問24 計上が認められる備品購入費(交付規程 別表第3)とはどのような内容を 指しているでしょうか。

補助事業を行うために必要な備品であって、単価 5 万円以上かつ 2 年以上継続して使用できるものの購入に必要な経費です。なお、取得した備品は当該事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物を他の備品等と明確に区別するなどし、当該事業以外の目的に使用しないようにすると同時に帳簿上も当該年度で取得した物品であることを明示してください。

*「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照 http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf

問25 BEMS は補助対象でしょうか。

BEMS も補助対象です。エネルギー起源 CO₂ 排出削減に結びつく省エネ機器導入に際し、当該機器を含むエネルギーマネジメントシステムにより効率化を図るものを想定しており、CO₂ の月々の削減目標値、それに対する実績値が表示され、計画から逸脱した場合にその原因が分析でき、対策につながるものをマネジメントと言います。単なる見える化、ピークカットを行うためのものの場合は対象とはなりません。

問26 既存設備の撤去に係る設計費及び工事費は補助対象となりますか。

補助対象外です。

問27 太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備を併せて導入 することは可能でしょうか。

併せて導入することは可能ですが、再生可能エネルギーに係る設備は補助対象外です。

問28 技術実証や研究開発段階の設備は、補助の対象となるでしょうか。

補助対象外です。

問29 公用車は補助対象ですか。

補助対象外です。

問30 CO₂ 排出削減効果の検証に伴う計測機器及び設置工事は補助対象となりますか。

補助対象です。ただし、必要最小限のものである必要があり、普及啓発用のモニター等は対象外となります。

問31 ポンプなどの予備機は補助対象になりますか。

補助対象外です。非常時もしくはメンテナンス時の対応に設置する予備機は自治体の単独費としてください。

問32 「小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、 その他の地方公共団体所有施設(庁舎等)に省エネルギー設備等を導入し、エ ネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的か つ効果的なものとする場合」とはどのような場合ですか。

複数施設の設備のエネルギー使用をネットワークで一体的に集中管理し、トータル的に不要なエネルギーを見出して、最適な省エネ制御を実施することにより、更に省エネを図ることです。

問33 2年の事業計画で応募することは可能でしょうか。

今回の2次募集は、単年度事業のみを対象としているので、2年の事業計画で応募することはできません。

問34 設備の複合的な組合せで高効率の CO_2 排出削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。

原則として、複数の設備を導入する場合には、設備ごとの CO₂排出削減効果を算出し、その結果を集計して事業全体の CO₂排出削減効果としてください。

問35 施設を新築する際の設備導入では、CO₂排出削減効果をどのように評価すればよいのでしょうか。

例えば、同じ用途で、同等規模の施設での平均的な CO₂ 排出量を基準として、CO₂ 排出削減効果を算出することが考えられます。ただし、明確な根拠を基にした評価 方法であり、妥当性が認められる場合は、その他の方法を採ることも考えられます。 また、その際は、事前に当機構に相談ください。

問36 「平成30年度版L2-Techリスト」に基づく区分に区分けされた設備は、施設ごとに複数取り組まなければなりませんか。

全ての施設ごとに最低2区分以上取り組む必要があります。

問37 申請する L2-Tech 区分の設備機器は、L2-Tech 水準表を満足しないといけませんか。

必ずしも水準表を満足する必要はありませんが、他のモデルとなるような先進的で効率の高い機器をできるだけ採用してください。

問38 L2-Tech 区分以外の設備機器は、補助対象とならないのですか。

省エネに直接に資する設備機器であれば補助対象となります。

問39 全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、市町村として、一つ

にまとめて出した方がよいのか、別々に出した方がよいのか教えてください。

本事業は、事務事業編に基づく取組の一つとして設備導入を補助するものであり、 当該地方公共団体において一体的な取組として検討いただき、複数の施設への設備 導入もまとめて申請してください。ただし、その場合も、設備ごとの CO₂排出削減 効果を根拠資料として添付してください。

問40 ESCO(ギャランティード・セイビングス契約)の枠組みを用いて、設備を 導入する場合は補助対象となりますでしょうか。

地方公共団体等が直接設備を調達する方式であるギャランティード・セイビング ス契約については、補助対象となり得ます。

この場合、補助の対象となるのは、あくまで設備導入費用のみであり、ESCO 事業者へのサービス料金(維持管理費用、計測・検証費用、金利等)は含みません。設備導入費用には、必要な範囲において、工事費、業務費、事務費を含むことができますが、補助事業者の自社製品の調達等を行う場合には、公募要領に従い利益等を排除してください。

問41 ESCO (シェアード・セイビングス契約) の枠組みを用いて、設備を導入する場合は補助対象となりますでしょうか。

ESCO 事業者等が設備を調達して地方公共団体等にリースする方式であるシェアード・セイビング契約については、補助対象となり得ます。

この場合、補助の対象となるのは、あくまで<u>設備導入費用のみ</u>であり、ESCO 事業者へのサービス料金のうち ESCO 事業者の経費(維持管理費用、計測・検証費用、金利等) は含みません。

なお、ESCO 事業者が補助対象設備等を所有する場合、補助対象設備等を所有する者を代表事業者、地方公共団体等を共同事業者として共同申請してください。ESCO 事業者以外のリース事業者等が補助対象設備等を所有する場合、補助対象設備等を所有するリース事業者を代表事業者、ESCO 事業者及び地方公共団体等を共同事業者として共同申請してください。

問42 公募要領において、補助事業の利益等排除について、「補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります」とありますが、「他の合理的な説明」とはどのようなものでしょうか。

例えば、補助事業者の売上高(直近年度単独決算報告)と売上原価の比率(営業利益率)等をもって利益相当額を排除することが想定されます。

問43 ボイラーやコージェネレーション等エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接 資する本体設備の付帯設備として認定されるためには、構造的に接続している 必要があるでしょうか。

エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の適切な稼働にあたって一体となって排出削減に寄与すると当機構が判断するものについては、必ずしも構造的な接続を要しません。

問44 地方公共団体のコンペで決定した ESCO 事業者と補助金交付決定日以降の 随意契約は可能でしょうか。

本事業の補助対象はあくまで設備導入費用であり、ESCOのサービス費用そのものは対象外であるため、地方公共団体とESCO事業者との契約に対して、当機構は特段の制限を設けるものではありません。ただし、設備等の選定にあたっては競争原理の働く方法で行う必要があります。なお、プロポーザルコンペの内容が、公正な審査により選定され、技術面、コスト面の妥当性が担保されていると認められる場合には、3 者見積は必要としません。

問45 付帯設備の範囲はどこまででしょうか。

付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO₂の排出削減に<u>直接資する</u>設備(例えば、 冷凍機の更新に伴う冷却塔・ポンプ類等)を導入するに伴い、当該設備の適切な稼 働に必須となる設備に係る範囲です。

問46 付帯設備として、二重窓や断熱材は対象となりますか。

本補助金は、設備導入補助であり、設備にあたらないものは対象外となります。 断熱材のうち、設備機器及び設備配管に取り付けられるものは、設備の適切な稼働 に必要な設備であることから、補助対象となり得ます。

問47 耐用年数はどのように考えたらよろしいでしょうか。

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵 省令第十五号)の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」 に記載された年数を使用してください。

(参考) 償却資産の評価に用いる耐用年数 - 東京都主税局 HP http://www.tax.metro.tokyo.jp/shisan/info/hyo01_01.pdf

- ※1 空調機等の運用改善による省エネ効果は、改善を受ける機器の耐用年数を使用し、既設の場合は残りの耐用年数を使用すること。
- ※2 建物附属設備で、冷房・暖房・通風又はボイラー設備の中に冷暖房設備で 22KW 以下のものは 13 年となっていますが、実際には建物の中で 22KW 以上、以下が混在する為、計算上はその他のものに記載されている 15 年を使用してください。

なお、本事業の活用に当たっては、耐用年数も目安としながら、省エネ設備導入に要する初期費用だけでなく、稼働後も含めたライフサイクルで事業計画を捉えることにより、地域に即した、身の丈に合った費用負担も考慮した計画を策定するとともに、導入する省エネ設備を中長期にわたって適正に稼働させ、投資回収を図る観点が重要です。

問48 共同実施を行う場合、補助対象設備の管理義務、CO₂排出削減効果報告義務、 補助金の返還等の義務は誰にありますか。

一義的には、補助対象設備等を所有する代表事業者に義務が生じます。代表事業者は、交付申請時の事業実施計画書・完了実績報告時の事業実施報告書に記載した 実施体制に基づき、共同事業者と適切に責任分担を行い、事業の円滑な実施の進捗 管理を行ってください。責任分担については、代表事業者と共同事業者で協議のう え決定してください。

問49 応募様式の別紙 1-1<5. 実施体制等>「2)資金計画」の記載例に「予算書の該当箇所の写しを添付すること」とありますが、当初予算において予算化されておらず、補正予算により対応したいと考えておりますが、この場合、どうすればよろしいでしょうか。

応募時点で予算化されていない場合は、予算書の添付は不要ですが、財政当局との調整の上、「〇月議会において補正予算として〇〇円計上します」と記入してください。

問50 応募様式の別紙 1-1<6. 事業実施に関連するその他の事項>「2)他の補助金との関係」の項目について、他の国の補助金も活用することは可能でしょうか。

本補助事業の対象外経費については、他の国の補助金制度を活用することが可能です。

問51 既存の機器を省エネ化するために改修・修理する場合、補助対象となりますか。

本事業の支援対象は、省エネ機器の新設、更新のみを対象とします。改修、修理 は対象外となります。

例えば、既存のポンプ・ファン類に仮設的にインバータ装置のみをつける場合は、 改修とみなされるため、対象外となります。ただし、既存の設備に付加するもので はない新しく追加される機器で据置型の恒久的なインバータは、補助対象となり得 ます。

問52 推薦書において地方公共団体の捺印者の役職等に指定はあるでしょうか。

指定はしませんが、実行計画上等の方針を表明することとなること等から、それに見合ったしかるべき権限のある者の公印が必要です。個人印での押印は認められませんのでご注意ください。

問53 応募様式の別紙 3「2.3)補助対象施設・設備に対する運用管理体制」に は、何を記載すればよろしいのでしょうか。

本事業で導入された設備機器が法定耐用年数まで効率よく持続して稼働できる 保守管理の担当部署名、点検項目、点検スケジュール等を記載ください。 また、点検項目につきましては本補助事業が省エネ取組のモデル性を重要視してい ることから、機器の効率を管理するための電流値、ガス量、冷温水温度などの数値 なども管理項目に入れることが望ましいと考えられます。

問54 本補助事業は街路灯などの屋外設備等でも補助対象となるのでしょうか。

補助対象となりません。庁舎等の建物に設置される設備に限ります。

問55 本補助事業で設置する設備の使用について留意点はありますか。

設置する設備については、少なくともその法定耐用年数分継続して使用することが前提になりますので、古い建物に設置する場合は補助事業者が建物を継続して使用することが必要です。十分ご留意ください。

問56 LED 照明の導入に対して留意すべき点はありますか。

あります。本補助事業は、他の自治体等への水平展開ができる先進性・モデル性

の高い事業を推進することにあります。単純な器具交換や LED 照明の導入比率が高い場合、また 1 施設に LED 照明とエネルギーマネジメントシステムのみを導入する場合には、他の応募事業との比較において劣後させる場合があります。

また、LED の球交換や非常時のみに点灯する非常灯及び現地確認時に点灯時間が著しく短い部屋(機械室、倉庫等)は CO2 削減効果が無いと判断し対象外となります。

問57 本事業における地方公共団体の自己調達分については、地方債(地域活性 化事業債等)の対象事業になり得ますか。

なり得ます。対象要件や実際の手続き等詳細につきましては、総務省へおたずねください。

問58 本事業により得られた CO₂ 排出削減効果について、J-クレジットとして認証を受け、かつ当該 J-クレジットを移転又は無効化を行うことはできますか。

本事業により得られた CO₂ 排出削減効果については、交付規程第8条の十四の規定にもとづき、J-クレジットの活用はできません。

問59 交付決定時の内容を実施前の調査または工事を進める段階で内容の変更を することは可能ですか。

基本的には変更はできませんが、やむを得ない状況(天井を解体したら配管を通すスペースが無いことが判明し経路変更をするなど。または実施前に確認をした結果、すでに一部のLED 照明が更新されていたなど)により変更する場合は当機構に事前に相談して下さい。

事前に相談がなく変更した場合は一切認めません。その際は計画した内容に戻して頂くか単独費での実施となりますので十分に気を付けてください。

内容の変更がないように応募前の確認及び関連部署との情報共有をお願いします。

問60 環境省への CO₂ 削減量の報告は実績によるとありますが、すべて実測する 必要がありますか。

原則は全て実測による報告が必要です。ただし、照明などは盤回路がコンセントと一緒になっている場合が多く、また一部の照明が対象外になる場合など計測箇所が非常に多くなりますので実測に基づく計算値でも結構ですが、その際は事前に当機構に計測の内容(実測と計算方法など)を提出し了解を得ることが必要となります。